



平成20年8月21日

各 位

イーバンク銀行株式会社
東京都千代田区内幸町1-1-7
代表取締役社長 松尾泰一
問い合わせ先: 常務執行役員財務経理担当 大塚年比古
(電話番号 03-3509-6787)

単元株制度の導入に関するお知らせ

当行は、平成20年8月21日開催の取締役会において、下記のとおり単元株制度を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 導入の理由

当行は、第9期(平成20年3月期)の決算を踏まえ、早期に収益構造を改革するため、全社を挙げて営業経費の削減に取り組んでおりますが、その一環として、株主名簿管理人へ支払う費用等を削減する等、株主管理コストの合理化を図ることを目的として、単元株制度を導入するものであります。

2. 単元株制度の内容

平成20年8月26日をもって単元株制度を導入し、1単元の株式数を200株といたします。

3. 導入日

平成20年8月26日

(ご参考)

平成20年8月26日以降、単元株式(200株の整数倍)分につきましては、株券を発行することとなりますが、単元未満株式(200株未満)につきましては、会社法第189条第3項の規定に基づく当行定款第6条第2項の規定により株券を発行いたしません。単元未満株式については、その株数を株主名簿に記載することとなります。

以 上